

## 構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
福井県坂井郡丸岡町

2 構造改革特別区域の名称  
人と人・ぬくもりあふれる丸岡特区

3 構造改革特別区域の範囲  
福井県坂井郡丸岡町の全域

4 構造改革特別区域の特性

少子化の進行

丸岡町の3～5歳児の人口は、平成8年以降、福井市のベッドタウンとして、新興団地の進出による増加の傾向にあったが、ここ数年においては少しずつ減少してきている。(資料1)

また、核家族においては、昭和50年の620世帯に対し、平成12年には820世帯となり、少子化の進行と同時に核家族・共稼ぎ家庭が大幅に増加している状況がうかがえる。(資料2)

以上のことから、働きながら幼稚園に就園させ、幼稚園教育をうけさせたい保護者のニーズと、幼児の遊び相手が地域の中では少ない状況にあることがうかがえる。そのためにも、幼児が集団生活を送る場所として幼稚園が重要な位置をしめることが考えられる。

保育園と幼稚園のバランス

丸岡町においては、町立保育園8ヶ所、私立保育園3ヶ所、町立幼稚園5ヶ所、私立幼稚園1ヶ所が全区域において設置されている。(資料3-1)(資料3-2)の通り。

しかし、近年、低年齢児の保育園利用者が増加してきているが、施設が狭隘となってきている反面、幼稚園においては3～5歳児の就園となっているが、平成15年には、利用者が大幅に減少している。(資料4)

そのため、両施設のバランスをとる必要がある。

### 保護者の幼稚園での2歳児就園ニーズ

の状況をふまえると、幼稚園での2歳児の就園が必要であると共に、働きながらもしくは働いていなくてもより早い時期から、幼稚園教育を受けさせたいという保護者の要望がアンケートの結果うかがえる。(資料5 - 1)(資料5 - 2)

### 幼稚園の空き教室利用

既存の施設を有効に利用することを前提におくと、保育園利用者の増加に伴い生じてきた幼稚園の空き教室に2歳児を就園させることにより、両施設が緩和され、保育園の幼児がのびのびと育つための環境づくりが可能となる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であるが、少子化が進んだことにより、遊ぶ時間や空間が減少し異年齢や異世代間の交流機会が減ってきていることは、豊かな人間性をもつ子どもを育成していくためには憂慮すべき状況であります。

そこで、学校教育法80条の規定にかかわらず、構造改革特別区域法第11条の適用により、満2歳児を幼稚園で受け入れ、4年間の幼児教育の普及・充実を図り、幼児の成長や社会性の涵養を促すとともに、働きながら幼稚園に通園させたいという保護者のニーズに応えることにより、男女共同参画社会の実現とともに、地域の活性化を図る。

以上の成果が、将来全国的な構造改革へと波及していくものと期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法11条の特例措置を適用し、幼児の年間カリキュラム及び、指導カリキュラムを実践することにより、2歳児教育の利点を町民に知らせ、2歳児教育を定着させることにより、幼稚園教育の充実・啓発を図る。

核家族化に伴う家庭や地域の教育力の低下を幼稚園教育で補完しながら、幼稚園という集団の中で異年齢交流や高齢者との交流を通して、幼児の成長と社会性を涵養する。

働きながら、子どもを幼稚園に通園させたいという保護者のニーズに答えることにより、子育て中の町民の社会参加を促し、地域の活性化を図る。

保護者の子育てへの不安や負担を取り除くために、幼稚園が子育て中の母親等の相談を受けながら、地域の幼児教育センターとしての役割や機能を充実する。

町の方針として平成15年度よりスタートさせた幼稚園と保育園の一体化の取り組み事業により、今までは小学校になる1年前の5歳児しか幼稚園教育を受けられなかったが、3～5歳児も幼稚園教育が受けられるようになった。その中で実践される異年齢児交流活動により、子どもたちの成長がよりよい方向にむかっている。さらに、本特例を活用し2～5歳児の在籍する幼稚園が実現することにより、幼稚園と保育園の一体化へのより一層の充実を図り、保護者が利用しやすい制度を実現する。(少子化対策地域行動計画丸岡を平成15年度中に策定し、よりよい充実を図る。)

## **7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的や社会的効果**

### **幼児の社会性涵養の促進**

2歳児を年度当初から受け入れることにより、就学前教育の充実を家庭に代わり幼稚園で実施することにより、幼児の社会性が涵養され健全な子どもの育成が図られる。

尚、幼稚園に入園する2歳児の見込みについては、当初約30人程度と推計しておりますが、将来的には本特例の周知等により50人とさらに多くの入園が見込まれる。(参考資料6)

### **男女共同参画社会の実現**

働きながら、子どもを幼稚園に就園させたい保護者のニーズに対応することにより、町民の社会参加を促し、男女共同参画社会の実現が期待される。

### **子育て支援**

幼稚園のもつ幼児教育センターを活用することにより、幼児の保護者の不安や負担の解消が図られる。

### **幼稚園教育の充実**

年間カリキュラムを実践することにより、異年齢交流を通し2歳児に対する幼稚園教育の充実が図られる。

### **幼稚園就園増加による施設緩和**

保育園に入園する2歳児についても、幼稚園に就園することが可能となることによって、今後予想される待機児童の発生を回避し、幼稚園と保育園の施設を有効利用することが可能となる。

### **幼稚園の空き教室の有効利用**

丸岡町の幼稚園定員充足率は平成15年4月1日現在で定員710人のところ227人となっており33%である。また、空き教室は6部屋(全体の4割)で、2歳児が幼稚園に就園することにより、空き教室の有効活用が図られる。

### **消費拡大**

2歳児を幼稚園で長時間受け入れることにより、それに伴う施設の充実・必要教材等を保護者が購入することで、地域経済の活性化が期待される。

## **8 特定事業の名称**

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

## **9 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

### **就学前教育の充実事業**

幼稚園と保育園の利点を取りいれ、子育て支援及び幼児教育の充実をめざしての幼保一体化事業を平成15年度より実施したところである。幼稚園において、2歳児を受け入れることにより上記の事業が益々充実することが考えられる中、幼稚園に対して町から様々な支援を行う。

### **地域子育て支援センター事業**

地域子育て支援センターの登録者の拡大・利用の促進を図るため、相

談事業を充実し、母親等の育児不安をとり除くことにより、児童の虐待防止を図る。又、支援センターへ来れない利用者に対し、訪問相談を実施したり、サークルの育成を行う。

#### **幼稚園教育の充実に関する事業**

就学前教育策定委員会を立ち上げ、幼稚園教育要領と保育所保育指針の利点を取入れ統一カリキュラムを策定し、幼児教育の充実を図る。

#### **丸岡町母子保健計画・児童育成計画及び男女共同参画推進計画**

児童の心豊かな発達の促進と子育て不安の軽減のため、母子相談・訪問指導・発達支援・産後相談支援等を行う。又、家庭や職場等において根強く残っている男女の役割について固定的な意識や不均等が存在しており、このような意識を改革するとともに、女性の社会参画を促進し地域の活性化を図る。

#### **次世代育成支援地域行動計画**

少子化対策を阻止するための防止策として、町独自の次世代育成支援地域行動計画を平成16年3月31日までに作成し、あらゆる面から事業内容を検討しながら、地域ぐるみで少子化対策を行う予定である。

## 1 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

## 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の幼稚園

## 3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定日

## 4 特定事業の内容

### \* 事業に關与する主体

構造改革特別区域計画の認定日以降、付録 2 - 1 に記載の幼稚園（丸岡町立平章幼稚園・丸岡町立長畝幼稚園・丸岡町立高棕幼稚園・丸岡町立磯部西幼稚園・丸岡町立明章幼稚園）

### \* 事業が行われる区域

福井県坂井郡丸岡町の全域

### \* 事業の実施期間

特区認定の日から

### \* 事業により実現される行為

カリキュラムを通して幼児の心身の健全な発達・2歳児学級の設置や教諭の配置・幼稚園と保育園の一体化による少子化対策としての先進地をめざす。

## 5 当該規制の特例措置の内容

丸岡町では、平成 8 年度において総人口に対する 0 ～ 5 歳児の割合が 6.9%だったが、平成 15 年度ではその割合が 6.5%と減少しており少子化が進行してきている。また、兄弟数が減り異年齢交流の減少や、核家族化による地域家庭の教育力の低下、女性の職場進出による子育て能力の希薄がみられる中で、幼稚園という計画的に構成された環境の中で集団生活を体験することは、幼児の健やかな成長や社会性の涵養をさらに促す面で有効であると考えると共に、家庭の教育力低下を補完することができるかと判断しました。

そこで、学校教育法 80 条の規定にかかわらず、満 2 歳児を空き教

室のある幼稚園で受け入れ、上記に掲げた内容をより充実したものと  
する。尚、満2歳児の指導については、カリキュラムの研究に取り組  
むと共に各幼稚園の地域性・独自性を発揮し、より良い幼児教育が展  
開されていくことを確信するものであります。

町においても、平成15年4月から子育て支援課の中に幼児教育特  
区関係の事務分掌を位置づけ、体制を充実したところである。